

時 期 期 間 等 の ま と め 問 題 解 答

令和 年 月 日

氏名： _____

次の記述のうち、〔 〕内の中からABCDのいずれかを選びなさい。また、（ ）内に入る語句を語群の中から選びなさい。なお、語群の語句は何回使っても構いません。

- 1 許可等に付された期限の更新申請書の提出は、〔A：当該許可期限が満了する日以前—~~B：当該許可期限の満了後（ ）以内~~〕の〔~~C：当該事業者~~—D：地方運輸局長〕が定める日までです。＜期限更新11(1)＞
- 2 事業計画のうち、自動車車庫の位置及び収容能力の変更は、〔~~A：あらかじめ届け出~~—B：認可を受け—~~C：遅滞なく届け出~~〕なければなりません。＜道運15I＞
- 3 旅客の現在する事業用自動車の運行中当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、（イ：直ちに）、運行を中止しなければなりません。＜運規50I④＞
- 4 苦情処理記録の保存期間は、（シ：1年）間です。＜運規3＞
- 5 道路運送車両法第54条第2項（整備命令違反による自動車の使用停止）の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた者は、（エ：遅滞なく）当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければなりません。＜車両69II＞
- 6 事業の廃止の届出は、〔A：その日の（ク：30日）前まで—~~B：その日から（ ）以内~~〕です。＜道運38I＞
- 7 個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、（イ：直ちに）その訂正を受けなければなりません。＜タク特施規則31＞
- 8 事業計画のうち、主たる事務所及び営業所の名称及び位置の変更は、〔~~A：あらかじめ届け出~~—~~B：認可を受け~~—C：遅滞なく届け出〕なければなりません。＜道運15IV＞
- 9 事故報告書の提出期限は、（ク：30日）以内です。＜事故報告規3＞

- 10 タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく指定地域内のタクシー事業者が、当該指定地域内の営業所にタクシーを〔A：配置しようとする—B：配置した〕ときは、（ア：あらかじめ）当該自動車について自動車登録番号、〔~~C：法人又は個人の別~~—D：タクシー又はハイヤーの別〕その他の国土交通省令で定める事項を行政庁に届け出なければなりません。＜タク特44＞
- 11 一般旅客自動車事業の譲渡譲受が終了した場合、〔~~A：あらかじめ届け出~~—B：認可を受け—C：遅滞なく届け出〕なければなりません。＜道運施規66 I ②・II＞
- 12 旅客自動車運送事業者は、事業報告書を〔A：毎事業年度の経過後（コ：100日）以内—B：毎年5月31日まで〕に行政庁に提出しなければなりません。＜事業報告規2 I ⑤＞
- 13 事故の記録の保存期間は、（セ：3年）間です。＜運規26の2＞
- 14 （シ：1年）以上の拘禁刑に処せられた者であっても、その執行を終えた後（ソ：5年）を経過していれば、タクシー事業の許可を受けることができます。＜道運7①＞
- 15 タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、〔~~A：その点検整備の日から~~—B：その記載の日から〕（シ：1年）間と定められています。＜点検基準4＞
- 16 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転覆・転落する事故を引き起こした場合、電話等の適当な方法によって（オ：24時間）以内においてできる限り（ウ：速やかに）、その事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。＜事業報告規4 I＞
- 17 事業用自動車の所有者の住所変更の場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から（キ：15日）以内に〔~~A：移転登録~~—B：変更登録〕の申請をしなければなりません。＜車両12＞
- 18 個人タクシー事業を相続しようとする場合は、被相続人の死亡後（ケ：60日）以内に認可を受けなければなりません。＜道運37 I＞
- 19 タクシー運転者は、タクシーの故障等により踏切内で運行不能となったときは、（ウ：速やかに）旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければなりません。＜運規50 I ⑦＞
- 20 旅客自動車運送事業者は、輸送実績報告書を〔~~A：毎事業年度の経過後（ ）~~—B：毎年5月31日まで〕に行政庁に提出しなければなりません。＜事業報告規2 I ⑤＞

語群

ア	あらかじめ	イ	直ちに	ウ	速やかに	エ	遅滞なく	オ	24時間
カ	48時間	キ	15日	ク	30日	ケ	60日	コ	100日
サ	6ヶ月	シ	1年	ス	2年	セ	3年	ソ	5年